

●被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段（警察庁調べ）

(人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
被害者数	1,267	1,387	1,297	852	548	397
携帯電話	1,216 (96.0%)	1,339 (96.5%)	1,256 (96.8%)	841 (98.7%)	540 (98.5%)	385 (97.0%)
パソコン	51 (4.0%)	48 (3.5%)	41 (3.2%)	11 (1.3%)	8 (1.5%)	9 (2.3%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)
うち児童	1,061	1,153	1,100	724	453	254
携帯電話	1,023 (96.4%)	1,114 (96.6%)	1,062 (96.5%)	714 (98.6%)	450 (99.3%)	251 (98.8%)
パソコン	38 (3.6%)	39 (3.4%)	38 (3.5%)	10 (1.4%)	3 (0.7%)	3 (1.2%)

●青少年インターネット環境整備法の改正要望の内容

- 1 青少年が使用する携帯電話のフィルタリングサービス解除の厳格化を図ること。
- 2 携帯電話事業者等の契約者への説明責任の徹底を図ること。
- 3 スマートフォンを始めとした新たなインターネット媒体の普及といった、青少年を取り巻くインターネット接続環境の変化への対応を図ること。
- 4 特定サーバー管理者に対して、その管理する特定サーバーを利用する青少年有害情報発信状況の監視を強化すること。

●要望に対する国の検討状況

要望事項	検討結果	国の見解
フィルタリング解除の厳格化	×	リテラシーが十分でない保護者によって、安易なフィルタリングの不使用/解除がなされているとの指摘があり、こういった状況に対応するため、保護者の判断を制限する取組(フィルタリング解除理由の制限や解除理由書の提出等)が検討され、一部地方公共団体の条例で実施されている。こういった取組は、フィルタリング普及に一定の効果을あげていると考えられるもの、まずは保護者の判断を尊重すべきであり、当該取組は各地方の実態に鑑み、個別的な措置として捉えるべきである。対策は、保護者の判断権を必要以上に制限するのではなく、各関係者が保護者による判断を適切にサポートすることによって踏られるべきである。
説明責任の徹底	○	携帯電話インターネット接続業務提供事業者及び契約代理店には、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。とりわけ保護者によるフィルタリング不使用/解除申請時には、フィルタリングを利用しない場合、青少年有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まることについて説明することが求められる。
スマートフォンなどへの対応	△	スマートフォンの無線LAN接続やアプリケーション等ブラウザ以外のソフトウェアからのインターネット接続についても、青少年による利用動向を踏まえながら必要に応じて検討を進めていく必要がある。
特定サーバー管理者に対する監視強化	×	特定サーバー管理者の青少年閲覧防止措置について、法的義務への引き上げ、青少年有害情報の監視義務の創設及び、青少年閲覧防止措置に対する免責規定の創設は不適切であり、特定サーバー管理者間の自主的な取組の推進で対応すべきである。

記号の意味：○取組強化予定 △今後必要に応じて検討 ×対応予定なし

●九都県市推奨基準の概要

概ね小学生程度	概ね中学生以上
<p>① インターネットに接続できないこと</p> <p>② 保護者が望まない相手と連絡することを防止できること</p> <p>③ 利用料金の上限が設定できるなど最小限の利用にとどめられること</p> <p>④ 必要が認められない機能（カメラ・テレビなど）を保護者が適切に制限できること</p> <p>など</p>	<p>① インターネット接続はホワイトリストかカスタマイズのみ</p> <p>② 青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある相手と連絡することを防止できること</p> <p>③ 深夜利用を適切に制限できるとともに、依存的な利用を抑止できること</p> <p>④ 保護者が利用状況を適切に把握できること（ただし、青少年のプライバシーには配慮）</p> <p>など</p>

●九都県市推奨マーク

